

市民検証委員会第4回会議議事録

日時：平成23年3月10日（月）午前10時～

会場：高砂コミュニティセンター第1会議室

1 開催日時

平成23年3月10日（木）午前10時から正午まで

2 開催場所

高砂コミュニティセンター第2会議室

3 出席者の氏名

(1) 委員 高佐智美座長 佐々木勲副座長 後藤純委員 染谷勝之委員
宮本節子委員 進藤紀一委員 加藤栄子委員 小俣克彦委員

(2) 事務局 みんなでまちづくり課 菅沼課長 後藤課長補佐 藤倉主査
祖伝主事
市民活動センター 上村所長

4 会議の議題

- (1) 前回までの確認について（資料1）
 - ・第6章の検証結果について（報告）
 - ・前回会議の質問事項について（回答）
- (2) 条例第7章の検証について（資料2）
- (3) その他

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者数

2人

7 会議の内容

別紙 議事録（概要）のとおり

8 議事録署名人の選出

小俣委員、加藤委員

議事録

<p>-開会- 【事務局】</p>	<p>定刻になりましたので、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会第4回会議を開催いたします。</p> <p>会議を始める前に、事前にお配りさせていただいた資料の確認と説明をさせていただきます。</p> <p>【事務局より資料説明】</p> <p>資料につきましては、前回第3回にてお配りさせていただいた、資料3、第8章の検証資料になります。</p> <p>また、資料には、別添の資料として、みんなでまちづくり会議等検証委員会報告書と第8章補足資料、NPO・市民活動団体と市との協働のあり方「指針」、指針の概要版があります。</p> <p>添付資料の説明は以上になりますが、ページ漏れ等、お手元に届いていない資料はございますか。</p> <p>それでは、次第にそって進行いたします。</p> <p>はじめに、高佐座長よりご挨拶をいただきます。</p>
<p>【座長】</p>	<p>【座長 挨拶】</p> <p>ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。高佐座長よろしくお願ひします。</p>
<p>-議事- 【座長】</p>	<p>【会議の公開について】</p> <p>はじめに、会議の公開について、委員の皆様におはかりいたします。草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会設置要綱の第7条によりこの検証委員会の会議を公開としてよろしいでしょうか。</p> <p>出席委員の異議がなければ、傍聴を許可します。</p>
<p>【委員一同】</p>	<p>—異議なし—</p>

	<p>【会議録の署名について】</p> <p>次に、議事録の署名人について2名指名いたします。本日は、委員名簿の順番で、小俣（おまた）委員、加藤（かとう）委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次第にそって進行していきたいと思ひます。</p>
<p>【事務局】</p>	<p><u>1. 前回までの確認について</u></p> <p>事務局より資料について説明があります。</p> <p>資料についてご説明いたします。</p> <p>資料につきましては、前回の会議で、第7章の検証を進めてまいりましたので、確認の意味も含めまして、条文ごとに意見をまとめたものをご報告します。</p> <p>【第7章 各条のポイント報告】 資料1 参照</p> <p>資料の説明につきましては、以上になります。</p>
<p>【座長】</p>	<p>ありがとうございました。それでは、資料について、委員の皆様のご意見等はございますか。</p> <p>【委員の意見】</p> <p>よろしければ、次の議題に入ります。</p> <p><u>2. みんなでまちづくり会議等検証委員会の報告について</u></p> <p>この報告について、前回の会議で、出席委員の方の了解を得ておりますので、後藤委員より報告をお願いいたします。</p>
<p>【後藤委員】</p>	<p>【後藤委員より報告】</p> <p>平成20年11月に報告書ができておりますが、1年かけて検証してきた内容です。限られた時間になりますが、要点につきましてご説明させていただきます。検証委員会の報告の概要になりますが、6つの課題があります。1つ目は、ま</p>

ちづくり会議という提案制度で、市民のまちづくり計画を提案したのに対してみんなで議論していくという場がありますが、その在り方が不明確であるということ、2つ目は、一度否決された議題を再度提案できるのか、3つ目は、提案したものが本当に市で受け入れられるのか、市の反映結果を出すまでの期間・手続きが不明確で、提案に関して、それをどう扱った方がいいのか、どのように話しあったらいいのかというのが大きな論点です。4つ目は、みんなでまちづくり会議には、まちづくり登録員がいて、登録員が会議に参加できることになっておりますが、登録員が何を担わされていて、なぜ増えていかないのかということです。みんなでまちづくり会議を検証した方がいいのではないかとすることも、市民側からの提案制度で提案されたもので、それで、検証委員会が開かれました。5つ目は、条例・規則の書き方が判りにくいこと。最後に条例・規則が使いこなされていない。どうしたら、活かしたものになるのかという全体の話があり、この6つの課題の解決方針として、大きく3つあり、①登録員数を増加させて促進する、②計画提案とまちづくり提案の件数の増加と提案内容の良質化、③提案の実現と市制への反映を解決方針として考えていく必要があります。

平成20年は4件の提案があり、2つは瀬崎地区から提出されており、蒲原公園の再生、親水緑道の再生、もう1つが子育てについて、4件目は条例のみんなでまちづくり会議を見直したらどうかという提案です。提案が4件、実質3件と少ないため、提案件数の増加が必須であり、それに伴い提案内容の良質化を図っていく必要があります。また、市民のモチベーション低下を避けるため、提案の実現、市制への反映をどうしていくかという事も考えていく必要があると思います。

この3つの解決方法に沿ってどんな話なのか具体的に話を進めさせていただきます。

市民活動がどう展開されるかという時にこのみんなでまちづくり会議とか、各種制度がどのあたりを狙っているのかというのをこの資料でイメージしていただくとそのあとの我々

の検証が理解いただけるとと思います。まず活動の展開モデルにおいて左から、発意形成段階、主体形成段階、持続的な活動展開の段階と3つにわけられます。まちづくりにおいて、2～3人の仲間が集まって色々な思い、提案を話し合ったとしても行動に移すとなるとハードルが高い。実際に自分たちの仲間と事業を行う、さらに意思のあるメンバーを集めるというこのステップに難しい部分があり、100人中80人ぐらいはなかなかここから先に進めない。少なくとも活動される方はこういったイメージだと思います。

実際に事業を起こして、仲間以外を巻き込んで具体的に動き出してしまうと、メンバーが少ない、お金が足りないといつつも楽しくやれている。ところが問題は2年3年と続けていこう、しっかりとした組織として持続的な活動展開を行おうとすると苦しい部分があります。

持続的な活動展開としては2つあって、1つはコミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスといった新しいマーケットにおいて自分たちでお金を儲けて上手くまわしていくといったケースだが、これはなかなか難しいです。もうひとつは協働事業や委託事業、つまり政策提案等をして行政のお金、行政の委託を使って自分たちの活動を持続的にしていくケースがあります。行政からのお金をもらうことが悪いわけではなく、例としてNPOが行政のお金を使って児童保育を行うなど、しっかりしたNPOがしっかりした行政からの事業を受けてしっかりとした団体として活動しているというのはいくらでも事例がある。当然、場合によっては辞める、現状維持といったケースもあります。

自治基本条例において、コミュニティ・ビジネス、地場産業、中小企業の外部性、公益性との連携について、今まで検証委員会において全く議論されていなかったため、検討が必要である。本日は協働事業、行政とつながっていくという部分についてしっかりと検討した結果、こう見えるというのを答えていかなければならないと思います。

活動展開モデルと各7章で検討した「仕組み」がどういう関係にあるのかというのを考えていきたいと思っています。

だいたい5つぐらいの定義があって色んな思いがある2～3人の仲間で活動していて②の段階に行こうとするとなかなか苦しいんですね。実際③の段階で事業を行っていて楽しい分には良いが、そこから④の段階に行こうとすると苦しくて、⑤の共同事業、提案事業でうまくいけば楽しいという状況があった時に、今ある19条からある仕組みというのはどのあたりに位置するのかというのを見てみると、③についてはふるさとまちづくり応援基金、地区まちづくり団体がこのあたりにある。提案制度、みんなでまちづくり会議は④～⑤あたりにある。一番市民活動として難しい②や④の部分に対して、人材の育成、拠点・ネットワークという仕組みがあって前回色々議論しましたが、はたしてそれに心を打つような仕組みとしてあるのかどうかと言われるとはっきりとは位置づけられないので、これをきちんと位置づけていきましょうというのが前回の会議の場で議論したことなのかなと思っております。

では（1）登録員数の増加促進ということで何で増えないのかということで、課題として登録員の役割が不明確という話がありました。何でまちづくり登録員として登録しなければならないのか、狙いとしては市民側の責任を示すことで草加のまちづくりを担っているんだという自覚を持ってこれをきちんと表明することが重要なんだということが大きな狙いであるという話がありました。

登録員の要件というのはそんなに厳しいことではない。ただし名前だけ書いてくれれば良いのかという話でもない。市民に自覚、責任を担ってもらうのが狙いである。市民側から問われるのは登録して何のメリットがあるのかという点である。

①、③、⑤あたりの話であるが、③は基金とかまちづくり団体である。本人としては責任も自覚もあるからお願いすれば登録してくれるわけです。問題は普通の人たち、思いはあるのだけど、次の活動をどうしようかなと思っている人たちにどうやって声をかけるのか、これらの仕組みに関わらない人たちにとってどのようなメリットがあるのかというのがは

っきりしないというのが問題である。

登録員数の増加促進についてということで、こういった議論をして、ひとつは①登録員の要件の緩和をして多くの人に登録してもらうという話もあったが、要件を高くすれば権限が高く、要件を低くすれば権限も低くなるという話の中でまだ具体的な決定は出ていない。

次に登録員の責務・義務という話では登録員の義務として、まちづくりにおいて地域のエゴを出さないようにしなければならない。

もうひとつの運用の面において登録員の役割として市全体を見渡して議論をするというものがあつた。ただ、一市民に市全体を見渡した議論というのは難しいため、これについては議員、行政の責務としてはっきりさせ、登録員としては地域のエゴを出さず、自分の利益のためではなく公論をするということが責務である。

登録員をどう増やすかという作戦があつた時に登録手続きを簡便にする、申請場所を増設する、また、ビジュアルに訴える、積極的なピーアールをしようというところまで議論を行った。

さらに私個人の意見として、発意形成期、①の段階での登録をどうするかというのが、③と⑤で言えば基金に来る人は早く義務化してしまつて、提案制度使う人は当然義務だとしても、そうではない人にはどういうメリットがあるのかというのは真剣に考えなければいけない。例えば登録をするとそれに関する情報が来るとか、この会議の広報を、どうやって情報を欲している人に欲しい情報を提供するかということを真剣に考えなければならない。一冊になった情報誌を提供してどこを見れば良いかわからないという状況では情報が伝わらないという話があつたり、子育てのイベントをやりたいのに高齢者に関する情報を渡しても意味がない。積極的な情報提供にあたって望む人に必要な情報をアウトリーチしたり、お誘いすることができるというメリットもこちらにはあるので、発意形成期における登録を工夫することが重要であると考えている。

新しい町会員、自治会員の仕組みというのがあるが、町会・自治会に入るとイベントに行ったり、お祭りの役員になったりするが、それはやはり敷居が高いので『プレ町会員』、『ミニ町会員』といった、イベントがあったら参加し、この町会の事を気にしてますよという人には手を上げてもらう、登録してもらうという制度が三重県にあると聞いた。そういったイメージで登録員もきちんと登録すると良い情報が入るよという事をやらなければいけないということとその後2年間で草加の皆さんとお話をしながら考えました。

次のページに移りまして、(2) 提案件数の増加と提案件数の良質化の話です。

計画提案が4件しか無く、4件の内1件は見直しの話ですので実質は3件。2件は具体のまちづくり事業の話、1件は子育てに関する政策の提案の話である。

では提案件数をどうやったら増加させられるのかというのをこのフレームで見ると①、②、③、先ほどは④、⑤とあるが要するに③から④の段階に行かないという話ですから③をどうするのかという話である。当然③が充実しているという背景には①と②が充実しているというのがあるが、③の実際に事業をしている人の主体形成をどうやって促進して、良質な提案を増やしていくかというのを考えなければいけないと思っている。

課題としては、「提案」件数の伸び悩み、その中で問題は主体形成期で留まっているということ。私の調査では「地区まちづくり団体」は9団体あって、実際にまちづくり計画とそれに類するものを持っていて、各地区ごとに年間行事を決めて色々事業を行っている。ここでいう「地区まちづくり団体」はかなり充実している。「基金」についても1200万円から1400万円が毎年使われていて、通算100件以上助成されている。つまりたくさんいるわけである。

ボリュームとして①、②の段階では順調に来ているのかまだ少ない。③の部分を中心に主体形成が進んでいない、進んでないから④の段階に進めないと考えるのが妥当ではないかという話が前回のまちづくり会議においても検証委員会に

おいてもあった。

提案内容の良質化という話でいうと、主体形成期の徹底、つまり主体形成期での育成支援をきちんとやる、特に「地区まち」「基金」制度を使っている人たちが持続的な活動展開を行えるように道筋をつけてやるということが重要である。

次のページで提案の良質化、主体形成という話でいうと基金活用団体の主体形成では基金委員会というのがどういう話でどんな状況なのかというのをぜひ一度お話いただけたらアイデアが見えてくるのではと思う。活動助成とか基金をもらったものが主体形成につながっているのか、その成果をきちんと見極めていくことが重要である。

基金団体から良質な提案があればまちづくり登録員として提案した方が良いという誘導を審査委員が行う必要がある。基金の使命として、分配するだけではなく、育成、支援をどう徹底するのかという議論があった。基金の成果と課題、運営の在り方を共有、話し合う機会をもち、本当に主体形成をどうするのかということをきちんと話し合わないとならないという話があった。

地区まちづくり団体の主体形成において、地区まちづくり団体の成果と課題として、まず地区まちづくり団体はご承知のとおり自治会が人材不足の上高齢化が進んでいるので、若い人に来てもらったり、NPOや企業と連携してなるべく地域社会を盛り上げていきたいと思いますという話もあるが、実態として自治会中心、自治会中心ならまだしも自治会の役員中心で過度の負担を担って頑張ってもらっている状況で、担い手不足だという状況が続いている。

地区の総意と合意形成の話で言うと3000世帯いても、毎回参加している人が約20名、メンバーとしては70名ぐらいとかなり少数である。その中で地区の総意にならないし、合意形成にもならないという課題を抱えつつも、例えば計画案を作る時には色んな人に呼びかけて一緒に考えようと声をかけたり、実際に計画案ができればそれを基に周りの人を口説きにいたり、イベントではいろんな人が参加できるように門戸を開いている。

都市計画でも行政でも1回では地区の総意は取れない。時間をかけて計画案をつくってそれを見せながら、意見があれば修正してというような、時間はかかるが地区の総意を徐々に取れていくという点ではかなり成果があがっていると評価している。

また、自主的な地域課題解決という意味では、TSCで言えばボードステージでの朝市のような、色んなところで色々な事業展開を行っているのでよく活動していると思うが、担い手不足と資金不足というのは決定的である。

地区まちづくり団体の課題というのとはとにかく人手がいない、地区ベースで考えた時に担い手がいない、人手が不足しているというのが大きな課題である。また、資金が不足しているという課題もある。どうやって前に出した①②③の部分で地域の担い手を育成して、そういった人達と徐々に連携しながら再編していくということを考えなければいけないと思う。

地区まちづくり団体の場合では計画案の作成に専門家が派遣されて、事業をやる時にはまちづくり基金だとか提案制度とかツールはあるが地域の中で人を増やして連携してつなげていくという事を支援する仕組みや仕掛けがない。そのためイベントでみんなに声をかけるというやり方しかできていない。その点をなんとかしなければいけない。地域の担い手育成においても連携・再編が重要であるということがわかった。

また、大きな問題として地区毎に行政事業が重複している問題があり、駅前であればいろんな行政の駅前再開発があって10以上計画があるものをどうすればいいのか、毎回違う事業に呼ばれても同じようなことをやっている等の問題がある。

そういう中で、地区まちづくり団体や基金を使う人たちをどう支援していくかという話になると、主体形成支援のためのツールがたくさんあり、21条：拠点・ネットワークを担う市民活動センターを充実させ、きちんと支援してもらおうという話があった。拠点・センターについては市に一カ所し

か作れないため、実戦経験豊かなプロ組織にして公設民営、運営委員会方式で話を進めていった方が良いのではないかと
いう案が出てきた。

地区まちづくり団体の話を聞いていると専門的支援を総合的に行う必要がある。例えば、地区まちづくりというのは何でも総合的な計画を作るようになっていて、コンサルタントとして派遣されているのは都市計画コンサルタントである。事業として見てみると、コミュニティカフェ等が出てこない。多様な分野の専門家が総合的な支援ができるような拠点をきちんとした方が良いのではないかと思う。

22条：まちづくり支援団体の整備については、先ほどの①②③でいうと発意形成、そこから実際に活動してみたらどうかと言ったり、基金に応募してみたらどうかとってくれる人というのはプロで組織する予定のセンターがやるには小さすぎて効率が悪い。自治会・町会・NPOが身近な人間関係、信頼関係がある中で促すことで一緒にやろうかなと言う意識が出るわけであって、まちづくり支援団体をきちんと整備する必要があるだろうと思っている。その時にタダでやるわけではなく、支援業務といった感じで行政から委託してもらって、年間何件地域の中で支援するというようなやり方をした方がいいと思います。

追記で新しい制度を使わなくても基金の育てよう部門で組織運営を3年間平均で60～80万円ぐらいしており、もらった人は育ったわけだから、育てよう部門をうまく使っていけばいいのかなと個人的に思います。

18条：まちづくりを担う人材といったことでは、市民向けは講座をやっていたが、行政職員向けの学習機会を積極的に提供していくべきだという話でした。また、専門家派遣などの技術的支援もやっていく必要がある。色んな専門家が限られた機会でもパラパラと来るよりは、専門的支援を総合的に、1回で来るとかそういった解決をしてほしいという意見がある。

13条では、積極的な行政情報の公開と共有の仕組みを検討するというのが重要であると思います。

まとめとして、基金とかまちづくり団体というのは結構あって持続しているが、今ある仕組みを上手く使ってその部分を有効に使うっていくということにそろそろ力を入れなければいけないでしょうという話でした。

今日のまちづくり会議の本題として、提案制度、市政への反映に入ります。これについては基金や地区まちづくりをやっている人が良い活動をして良い事業をしているというのが前提にあると思います。何もしていなかった人が急に計画提案だ、政策提案だと言ってもそれはおかしい話である。ある程度しっかり活動をしてきて、体力のある人達が手を挙げてくれると想定すると、④⑤の段階でそれをどうやって提案するか、提案したものを行政と上手く結び付けてどうやっていくかという話でした。

なぜ市民が政策提案しなければならないのか、事業提案しなければならないのかという意義では、市民の自由で多様な発意がもたらす意義というのはとても大きく、小さなニーズや先見的なニーズというのは、最終的に議会で決定しなければいけない行政にとっては、議員数で決めるものと市長の専決で決めるものがあり、それに縛られてしまうため、小さな地区のニーズや、これから芽が出てきそうだなというニーズは地域の中では話題にあがっていても、政策のレベルにはあがってきているとははっきりと言えない。そういったものを市民が先に見つけて政策提案していった一緒に考えませんかというのが本質的な問題である。

ただし、難しいのは③と⑤というのは次元が違うと言っても良いくらいの隔たりがあるため、市民発意の政策、事業というのが③あたりだが、市民がとにかく自由に色んな事を考えているのが主体形成段階で、ここから次の段階は正規の公共サービスであるため、一私的な一市民団体が公共性があると思っている、または思い込んでいるものを政策提案してきた時に果たしてそれは公共事業なのか、公共政策として取り組む合理性があるのかどうかということが問われる。そこが一番難しいところである。

④で重要なのは、行政が見えないもの、世界が違うものを

どうやって認識してもらおうのかというところが難しい部分で工夫が必要である。⑤で言うと公共政策として合理性をどう確保していくか、社会的有用性の面では、今までよりコストが安くなるとか受益者が増えるとか、共同性の面では、松尾芭蕉の句碑があり、句碑がある特定地区のアイデンティティではあるが市全体としても大切にしたいとか、実現性の面では、実現可能であるかというものが行政としては気になるところであり、「良いものだから一緒に考えていきましょう」という自由な考え方と④⑤の段階でぶつかる。ここがみんなでもちづくり会議であまり仕切りがつくれていなかったため、そのあたりをみんなで検証したわけです。

提案の実現、市政への反映といった点で言うと、みんなでもちづくり会議の位置付けがとにかく不明確だという話がありました。条文ではみんなでもちづくり会議がミーティングなのか、アソシエーションなのかははっきりしていなかった。アソシエーションだとすると、みんなでもちづくり会議という唯一のアソシエーションがあって、なぜ行政がみんなでもちづくり会議だけと付き合わなければならないのかという色々な疑問が発生してしまう。そのため組織としての位置付け、みんなでもちづくり会議とはみんなでも話し合う場として決定し、その場を経て提案が出来る、市民・行政の意見交換の場であるということは明確に書かなければならないという話があった。

また、みんなでもちづくり会議は市長による開催と記載されているが、あくまで意見交換の場であるため、市民の会議を請求する権利というものがあっても良いのではないかということで、会議請求権を付与して欲しいという話が出ています。

26条を見ると多様な機能、つまり条例上は何でも出来るように見えるが、焦点を絞った方が良いということで次の1と2があります。また、条例の中でみんなでもちづくり会議は運用して監視するとあるが、運用している組織が自分たちを監視するというのはおかしい話なので区別した方が良いという点で条例を見直すことも考えております。

どういう焦点を絞ったかということ、一つは提案内容のブラッシュアップをしていくということです。参加するのは行政と登録員だが、今は登録員だけが話し合って行政がそれを受けて結果をお伝えするというやり方である。当然市民側が声をかければ応えてはくれるものの、そうではなくて提案内容についてきちんと対話をして、提案内容が悪ければ議論をして内容を良質化していく場にすることが大事である。

また、議論をしていく上で専門家を呼んでアドバイスやコンサルティングを求めることが重要であると思いました。提案の熟度を高めたり、提案者が求める論点の整理をしたり、また、提案を良くするための意見交換、つまり対話型で提案内容の可視化、形象化、みえる化（諒解可能性）というお互いが理解し、賛成しないまでも尊重できる状態まで持っていくことが出来る仕組みを作る必要がある。また、一度でまとまらない場合は継続的な審議が必要である。

ただ、これはあくまで提案があって初めて成立するものであり、提案が無ければ開催されないが、登録員と行政が定期的に情報交換する場として、みんなでまちづくり会議を年4回開催してはどうかという意見があった。様々な地域、団体からの代表者が意見交換をする市民会議とか、定期的に意見交換する開催した方がいい。

まちづくり会議には提案制度があるが、他の提案手段（提案、陳情、各種政策）との違いは何なのかということについては、時間の概念、つまり継続的な審議を行って時間をかけてやれるのがまちづくり会議の魅力だったり、出す以上は返事があるという双方向性だったり、いろんな人がみんなでまちづくり会議の委員として参加してくるので、多様性を認識したり、社会的な論点整理ができるという点でみんなでまちづくり会議というのは重要ではないかという話がありました。

他には提案前の相談として、提案が一気に出てきた場合に備えて事前相談や、基金の利用団体に促したり、積極的に提案の発掘を仕掛けていくということが重要である。

提案のブラッシュアップということであると、1回提案し

たらその先行政がどう答えを出していくか見えない状況であるため、市政への反映のスケジュールを明示する必要がある。また、市民側として「ここだけは守ってほしい。ここだけは答えてほしい」ということを明確に言わなければならない。逆に、行政側も公共政策としての合理性を如何に確保するかというのは、一つ一つ時間をかけて積み重ねていくしかないと思います。

ただし、わかりやすくしなければならないというのはあると思います。行政は特に不採用の場合に、その理由及びどこを改善すれば良いのかについて、登録員にわかりやすく説明する義務と責任があるというのは要綱か何かに明記する必要があると思います。例えば、企画内容は良いが、A地区だけでやるのは著しく公平さに欠けるということであれば、B、C、D地区に声かけをして市民運動として働きかけてはどうかとアドバイスするといったような、次につながる回答をしなければならない

それから重要なのは市政への反映ということです。どうしたら公共サービスとして認められるのかということですが、先ほど述べたとおり、一つ一つ時間をかけて検討するしかないと思います。

私がこの2年でわかったことは、この制度における問題が何かというと、社会実験のプロセスを飛ばして、提案されたものを受けたら即公共政策・事業化するかの判断をしなければいけないということです。何だかわからないものが来て、それを何とか公共政策とか一発で解決しなければいけないところはかなり無理がある。他の自治体を参考にしてもこういった仕組みは上手くないということがわかった。

また、市民側の提案が具体化されておらず、一般的な議論にならない事例が多い。ある程度、基金を受けているレベルの団体は目的のためには何が必要で費用がいくらかかってという想定ができるが、そこまででない団体もいる。そのため、提案後の協働支援策を整備し、提案から提案後をしっかりと支援する仕組みを作らなければならない。例えば専門家に相談して、自分たちの事業を切り分けてもらうとか、思い

を具体的な事例に落としってもらうとか、落したものを精査してもらう必要がある。また本当にそれは地域の意見なのかまともしてもらう必要がある。こういったものに掛かる費用を支援した方が良いのではないかという話があった。

主たる提案としては、基金を上手く活用してもらって基金から提案につながる道筋をつける。また、市民側の持っている資源を上手く利用する、行政との対話の中できちんと事業を作りこんでいくとか。これが協働事業提案制度の仕組みではないかと思う。

行政と政策提案の前にプレ事業を実施すれば良い。机上で考えていても実際やってみないとわからない。公民館の維持管理の経験のない人が公民館の維持管理を希望して政策提案してきた場合に試しに1年間やらせてみる、新しい教育プログラムを実施する際にすぐ判断するのではなく、1年どこかの小学校でモデルケースを行いそれから判断すれば、行政と市民が企画検討をし、評価ポイントを設定して、社会実験をし、効果測定を行うことができる。こういった事から提案制度につなげるということを考えていかないと、市政での提案は上手くいかないと思う。

みんなでまちづくり会議で提案されたものを新しい仕組みに乗せていくのかはわからないが、みんなでまちづくり会議で提案されたらすぐ協働事業が始まるのか、それとも基金のメニューの中に協働事業というものを設けて、例えば動かそう部門あたりの3～4年目はこうだという形にするか、どちらかパターンはあると思うが、少なくとも突然出てきて突然提案して行政もわからないし、市民も思いを上手く伝えられないものを早く公共政策にと言われてもお互い苦しい。

また、会議の形態としては、提案が無くとも年4回は開催をするということでした。事務局は行政がやるが市民活動センターがやってもいいよねという話や、進行役も提案時は行政がやる必要があるが、フォーラム時は登録員が中立的にやった方がいいという話があった。

個人的なまとめだが、条例・規則の活用というのが平成20年の段階で色々言われていたが、みんなでまちづくり自治

基本条例市民検証委員会が出来たことは凄く良いことだと思う。

1つは使える、科学的に操作可能な自治基本条例というものを今回この場で議論していて、何をどう見直すのかも不明であり、どんなデータを集めるのかも不明であり、データになるような運用はしないという中で、今回5年後に向けて何を見直すか、何をやって欲しいか論点が整理できたということで、我々がやりたかった条例・規則の活用ということの1つは出来たのかなと思います。

総合的なまちづくり、本来みんなでまちづくり自治基本条例というのは都市計画のまちづくり条例が自治基本条例に昇格したという点で庁内の縦割りを越えようという論点があった中で、今回色々と議論してみて、近接・類似の多様な事業やプログラムをとにかく統廃合するところから始めてはどうかということがわかったということは規則の活用になるのではないかと思う。

条例・規則の全体方針として、①～⑤の③あたりをきちんとして③から④、⑤への道筋を整備していくことが重要であり、発意形成期と主体形成期を分けて、前者はまちづくり支援団体のような新しい団体にやってもらって、後者はセンター、専門家に丁寧にアプローチしてもらう必要がある。

また、基金の活用として動かそう部門を使ったり、具体の良い事業を積み重ねていって、そういったものをみんなでまちづくり会議の場で議論して、行政との話し合いの中で市民提案をこういう形だったら受けられる、受けられないという橋頭保を築いていくということを今この段階でやっていかなければならないという意味では基金とまちづくり会議の連携で協働事業制度等の新しい制度が必要である。

最後にコミュニティ・ビジネスや地場産業、地元企業との連携も条例規則という点ではやってかなければならないと思います。

以上

【座長】

ありがとうございました。それでは、報告について、委員

の皆様のご意見等はございますか。

【委員】

聞かせていただいて、まちづくりとは規則ではなくて、自分たちがいかに活動するかが大事で、規則を直したから、良いものを作ったからまちづくりが活性化するということがじゃないということがはっきりしたのではないかと改めて思いました。

【委員】

③番までは何とか巻き込んでいくのですが、④と⑤、これが問題なのです。この先が動かないためにまちづくりが進んでいかない。まちづくりそのものの性質がわからないのですよね。まちづくりって言われてもイメージが湧かないのです。この条例というのは物凄い力を持っており、市民に取っては無くてはならない市民のための条例なんですね。その一般の市民の方たちが気がつかない、そのことで集まってきても役員しか出てこないの、住民が聞く耳も関心を持たない。「今生活してれば良いんじゃないか」というような雰囲気なんですよ。

特に草加市は元々地元にいる人たちが集まり、話し合っとうまくいってきた。そこに今度我々のように、よそから入った人たちとうまく事業を始めた。東京の方で商売をやっていて、色々収穫を持って草加に来た。その人たちは自営業者なんですよね。営業者と地元の人というのは意外とお互いに結びつくんですよ。そこからまたサラリーマン家庭が出てきた。東京に近いために高層マンションが出てくる。ここが問題なんです。一般住宅もそうなんですけど、まず若い人たちは本当にこの住民と一緒にしようという関心が少ない。特に住宅ローンも昔は20年とか25年で、今は35年だとか買いやすいようにしてあるが、あとから10年ぐらいで切り替えて高くなっていく、蓋を開けてみるとこういった状況で旦那の給料だけではとてもじゃないけど追い切れないというのがあって奥さん方が勤めに入っていく。そのために保育園が見つからないといった問題が出てくる。

いずれにしても子供を育てる小学校まではお母さんと一緒

になって育てるのが良いと思うが、家計が苦しいと勤めなければならない。じゃあ日曜日はどうなってるのかというと、少しでも安いものを買おうとしてお父さんの車に乗って安いスーパーに買い物に行くとなると、住民と一緒に何かをやらうというそういう暇がない。

その点、我々町会・自治会としましても、なるべく多くの住民を巻き込んで活動させてもらいたいと思ってるんですけども、ただその地域の住民に対して色々なことをやってるのですが、まず寄付金を年4回集めているんですよ。半ば強制的に集めているんですよ。そういうものさえ出たくない、出せない状態。もちろん新聞なんか取ってませんよね。そういった苦しい中でみんなでまちづくりと言ったところで、耳を貸すということはないんですよ。

ただ今日の八潮の広報に出てましたけど、八潮の方でもまちづくり基本条例というものがあってこれを見るとはるかにわかりやすく出ているんですよ。草加でも配布物を出しているんですけども、そういうまちづくりとは何だろうかというのを知らない人が多すぎる。やはり、そういう広報、草加広報でもいいからもっと大々的にわかりやすくこういうものなんですと1件1件に知らしめなければいけない。若い人たちに、一般の人たちに知ってもらわなければならない。そういうことなので、せっかくの素晴らしいものを作っていたので、やはり一般市民に任せるために、みんなで知恵を絞って知らせていけば、④の段階に踏み込んできてくれるんじゃないかと思います。

【座長】

他にご意見はありますか。よろしければ、次の議題に入ります。

2. 第8章の検証について

条文と運用部分の関連性について1条ずつ確認していきたいと思えます。

資料について事務局より説明があります。

【事務局】

それでは、資料につきましてご説明いたします。

条例「第8章まちづくりの参画手続き」について、第23条から第26条までで構成されております。各条文の取り組み状況、みんなでまちづくり会議等検証委員会での報告、意見等について取りまとめました。

第8章につきましては、まちづくりの参画手続きである、まちづくり登録員、提案制度である、みんなでまちづくり会議の内容が中心になっております。市民の提案を市政に反映させる行政側のしくみについて、委員の皆様のご意見等を頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、第23条よりご説明いたします。

2ページになります。

-第23条-

【条文音読】

【条文説明】

【みんなでまちづくり会議等検証委員会報告】

第23条につきまして、相談できる環境として、3ページにもありますが、各所管課で相談は随時行っております。条例12条にもありますとおり、市民からの意見、要望、苦情については、いきいき市民相談担当が中心としてあります。まちづくりに関する相談窓口として、市民活動センターが設置されており、市民同士でも、特定非営利活動法人みんなのまち草の根ネットの会によるまちづくり相談が実施されております。

第23条の説明につきましては、以上になります。

【座長】

それでは、第23条について、ご意見はございますか。

【委員】

先ほど私が、発意形成段階と主体形成段階と持続的な活動提案の段階、行政政策の段階、当然コミュニティ・ビジネスの段階もあると思うんですけど、3ページ、4ページの仕組みがどのあたりを網羅しているのかということが重要だと思

うんですけど、⑤の政策段階で意見を聞く、相談に乗るとい
う話になったとすれば、今、みんなで議論した①とか③の段
階を成長の取り組みとしてアプローチしたのか、それとも昔
からやっているようなところを、引き続きやったのかという
ところで、運用の取り組みの評価が変わってくると思うんで
すね。そのあたりをちょっと考えた方がいい。①②③は市民
にしかできないから市民が攻める方がいいという話かもしれ
ないし、逆にこの3、4ページにリストアップされているも
のでも①②③をちゃんと攻めてますよってという話があるのか
どうか、はっきりしないと評価はしにくいかもしれないと思
いました。

【委員】

一つ一つ検証していくのは良いんだけど、この8章って先
ほど後藤先生が説明してくれたように、条例がどうなのか、
どう活かされるのか、どういう意味があるのかということ
を全部説明してくれているんで、一つ一つじゃなくて、8章
全体で会議に参加して、まちづくりが活性化しなければ意味
がない。ということは参加の手続きがどうだとか、登録がど
うだとかということよりも、どうしたらみんながまちづくりに
参加してまちが活性するのかを考える、つまりそれをひっく
るめて8章を検討した方が良くと思う。手続きがどうだとか
いう問題じゃなく、いかにこの条例を基にして、このまちづ
くり会議をどう運営していくのか、そっちをやる方が先じゃ
ないかなという気がするんですよ

【座長】

そうですね。ただ条文の検証ということなのであまり全体
的な議論を先にやってしまうと雑駁になってしまう危険性も
あり、個別の条文の検討を通じて全体的な事に対する議論を
否定するわけではないので、一つ一つ条文の検証を行って
いった方があまり雑駁にならないで良いと思います。

【委員】

私もそう思います。今回は各条例をきちっとやっておい
て、次回みなさんの活動の中で、全体を見るとこうなんだ
というプレゼンをいただくような方法の方が、今突然自分たち

の活動のアイデアを出してくれと言われてもわからないでしょうから、各条文を把握したうえで、次回各委員からプレゼンをもって今回と次回で全体を議論するというやり方もあるんじゃないかなと思います。

【委員】

そうですね。今のご意見に賛成ですけれども、全部の条文を見たあとで、全体のことをといたような趣旨であったと思うんですよ。私も2, 3その場で提案したいこともあるので、そういうことであればまず条文を全部理解するということが第一段階で、それを取り付きやすいこの6章から始めて、全体のもとへ戻ってということをするので、そういう総合的な話は最後に条文を理解し、はっきりわかった上で最後にやった方が良くないかなと思います。

【座長】

ではまず各条文をきちんと理解するというので、全体的な話は次回も時間を設けてありますので、あまり焦らずいきたいと思います。それでは他に第23条について、ご意見はございますか。

【委員】

私は第7章の時の資料を持っているんですが、今、先生が問題点を指摘されましたが、ここで条文のことに對してどういことを市側がしてますということがわかる資料になっていないというのが、私が前回から感じていることなので、出来れば行政側の方で庁内検証委員会がおりますから、それに基づいたような資料を提供していただきたいという希望を申し上げます。これについてやってるから書きましようでは、条例が活かされているのかとか、この問題がちゃんとなされているのかとか、そういうような事がはっきりしないのでよろしくをお願いします。

【事務局】

今お話がありました次回以降の資料の出し方につきましては、今のご意見に沿うように対応させていただきたいと思えます。また、委員さんの方からご質問がありました、資料3でお示ししている、第23条に関連した取り組みのとりまと

めの一覧表でございますが、まとめ方としましては、今日ご説明いただいた、前回のみんなでまちづくり会議の検証報告の内容に基づいたまちづくりの相談だけを対象にはしていないため、自治基本条例の趣旨から、第23条に書いてあるまちづくりの相談という部分を、今、市が実施しております施策・事業に広く照らし合わせまして、関連があるであろうと思われるものを吸い上げた表というのが実情でございます。いわゆるまちづくりというのがこの条例の中では誰もが幸せなまちというのがまちという定義がございますので、まちづくり活動をだいたひ広く、極力全庁的に吸い上げたいという趣旨でまとめているといったところでございます。

【委員】 私もこのフレームを作っていて、こうすると分かりやすいのかなと思ってみると、このあたりが弱いのかというのが見えてきただけで、本当はもっと早く伝えれば良かったんですが、どうまとめて良いかわからないので、当然色々な仕組みがあるというのはそれはそれで評価されると思うんですよね。先に言わなかった自分にも責任があるかもしれない。

【座長】 せっかく後藤委員がわかりやすくモデルを示して下さったので、これに沿った形で資料を出していただくということをお願いしてもよろしいでしょうか。

【事務局】 相談しながら資料をご用意させていただきます。

【委員】 ある種の広報活動でもあるんですよね。こういうモデルの中でここにはこういうものがあるんですよと言われて使えるんですけど、ある種のパンフレットを作るみたいな世界に近いのかもしれない。皆さんも聞きながらじゃないとこれはここじゃないのかというのがわからないかもしれない。

【座長】 私のイメージだと23条とか後藤委員のモデルの発意形成段階なのかなというイメージを持ったんですが、あまりそんな先のことまでじゃなくて、まず初めの段階として相談でき

ますみたいな感じをイメージしてるのかなという、あくまで後藤委員のモデルに基づいての感想なんですけど、でも必ずしもそういうことではないみたいですね。

では、わかりやすい資料が出てくるということで他に何か意見はございますか。

それでは、第24条について説明をお願いします。

【事務局】

つづきまして、第24条についてご説明いたします。

6ページになります。

-第24条-

【条文音読】

【条文説明】

【みんなでまちづくり会議等検証委員会報告】

登録員の分野別化、登録員の義務・責務、地域のエゴを出さない、登録員増加への取り組み、登録制度は必要ではないかといったご意見をいただいております。

第24条につきましては、7ページにもありますとおり、まちづくりに関わる登録があります。第25条、第26条に関連するまちづくりの参画手続きとして、まちづくり登録員の制度があり、この制度については、別に「草加市みんなでまちづくり条例に定めるまちづくり活動の登録等に関する規則」で定めております。現在、同規則のまちづくり登録員は、65名です。

事務局としましては、パートナーシップによるまちづくりを推進するためには、登録員を増やすことが課題であり、福祉、環境、子育て、コミュニティなど、各分野でまちづくり活動をされている個人、団体に登録員になっていただき、登録員のネットワークの強化、情報共有を図り、課題改善からまちづくり計画作成までのプロセスとまちづくり計画の定義の明確化が必要と考えております。

第24条の説明につきましては、以上になります。

【座長】	それでは、第24条について、ご意見はございますか。
【委員】	この資料は良くできていて、非常に面白いですね。特に2項でこれだけ地域まちづくりというのはあるんですよという。重なってる重なってないの形がよくわかって面白い。24条1項の質問なんですけど、この他ってないんですか。例えば健康づくり推進員とか、緑化協力員とか、草加ってあまりそういうのは無いんですかね。市民が自主的にこう、地域に公開するような。民生委員はさすがに違うと思いますけど、その4つぐらいですか。
【委員】	町会サイドでも色んな団体がありますよ。
【委員】	健康づくり何とか員とか、ああいうのもまちづくり団体なのかどうか。何が言いたいのかというと、まちづくり登録員が、Aという政策の何とか委員、Bという政策の何とか委員じゃなくて、みんなそれは草加のための登録員という一つ上の委員なのか、いくつかある、例えばXある委員のX+1番目がまちづくりの登録員なのかは結構な違いがあって、上にくるような委員だとすれば、いろんな委員がいて、その中のまちづくり委員なんだというのは明確にした方が、見た目の迫力はでますよね。あと、個数は増えるだけなんですけど。
【委員】	先ほど後藤委員から報告があったのですが、検証委員会が終わったのは20年の11月。21年、22年は登録者が増えていないんですね。おそらく21年、22年だって、基金をもらっている人は30～40あるはずなんだけど、どうして誘わないのか。何で誘えないのか。そのあたりは問題だと思うんですよね。基金は少なくとも、この条例で位置づけられているもので、もらえばなしで良いという話ではないと私は思う。この文章からそういうことが読めないということになると、この文章は読めるように変えなければいけないという気がするのですが。なぜできないのですか。

【事務局】

基金に応募されている団体への啓発というかお誘いは、ご存じの方もいらっしゃるのですが、基金の報告会ですとか、審査会では必ず書類の添付はさせていただいてますし、当然言葉で御説明をしてお誘いしております。ただ、正直どれぐらいの強制力を持たせられるのかというのは私個人としても今現在なかなか難しいものがあるのかなと感じております。委員のお話の中でまちづくりの登録とその先の基金の活用というところが、一つのご意見の中心になるところだと思っておりますが、今現在の自治基本条例の条文を見ますとそれが必ずしも全体的につながってないというか、そういう構成になっていません。一番最初に素案を皆さんにご検討いただいた時の、パートナーシップ条例の組み立ての屋台骨だった部分だと思っておりますが、修正される中でその辺りのニュアンスは変わっているんじゃないかと感じています。現状としてはそういうところではないかという認識です。

【委員】

私が書いた①～⑤の中で、④と⑤あたりで言うと、普通の民間の業者があつて公共事業に参入する時は登録しますから、ある意味登録制という意味では④と⑤でやってるのはわかるわけですよ。③の段階では必ずやった方が良くかどうかといった時に、やれないことはないと思うんですが、そうしたら基金の方にまちづくり計画を提案する人は登録員じゃなければできないと書いてあるから登録は必ずするんだろうと思いますが、基金は登録しないとできないと書くかどうかという話は②のところなんですね。やっぱり逆の不安があつて、登録したら提案数が減るかもしれないですが、やってみなければわからない。良くどうかは別としてその辺りの話があります。

また、ここでいう①ですが、とにかく提案制度を考えてない人に対して情報提供する、とにかく手を挙げてもらわないと誰かわからない、情報提供ができないからといった登録の仕方で行くつか登録にもパターンがあつて、そういう意味で基金の登録については、はじめよう部門の人たちが登録しないというのはわかるんですが、うごかそう部門とかそだてよ

う部門の人たちが登録しないというのはちょっとやっぱりおかしいと思うので、してほしいなと思います。それでも草加は自由であることを尊重するからという意味が行政側にあってそういう狙いの中でやっているのか、狙ってなくてやっているのかわからないんですが、そのあたりは感覚としてどうですか。実際に行政の感覚として、うごかそう部門、そだてよう部門が登録しない方が良いという判断はあるんですか。それともあまり律儀にしなくてもいいとか。

【委員】

何で登録しなければいけないのかというのがわかっていない。自分で実際にやっていて、応援基金ももらいましたけど、じゃあ何で登録しなきゃいけないのか、登録しなきゃいけないということ自体も考えたことないです。登録しなければ活動ができないということだったら登録するかもわかりませんが、例えばこっちにあるような助成金をもらえるのには登録しなかったらもらえませんよとか、意見を提案するんだったら登録しなければいけませんよというんだったらわかるんですけど、普通に一般に活動している人たちが何でこれに登録しなければならないのかということは全然わかってないと思います。自分もわかりません。自治基本条例があるからこうなんだって言われてもじゃあ何で登録しなければいけない登録しなければ活動できないのって話になるじゃないですか。その辺りを市民にどう理解させるか、この自治基本条例がどういうものなんだよっていうことをどう理解させるかの方が先じゃないか。それで役所側としてこういう条例があるんだからみんなに登録して欲しいねって思ったら、じゃあもっと応援基金を受けたら登録メンバーになってくださいねということを経営から応援基金を募集する時に言わないと多分わかってないと思います。

【委員】

理想として、当然まちづくりに関わってお金をもらう以上は責任を持ってもらいたいんだよというスタート地点での登録という話があるが、当然、もらう方からしてみれば、何の制約もなくもらって、自分のやりたいことを自由にやりたい

というところで、④⑤はさすがに誰しものが登録しなければならないと思うし、しないとまずいよねと思うから成立しているが、②③あたりで言うと責務なのか、なぜそんなことしなければいけないの、メリットは何なの、ということ①②③では言われるんですよね。登録するメリット、意思表示するだけならそれでいいのに、なぜわざわざ登録しなければいけないのか。そういうことが大きくて、そこに仕掛けをもう少しした方がいいんじゃないかと思います。じゃあどうしたら登録してくれるのかというのは皆さんの感覚でしかわからない。外から見てる私にはわかりません。

【委員】

私はまちづくりに関して素人なのですが、私と同じレベルの市民がだいたいです。ですから、このみんなでまちづくり課というのは、市役所の中にあるのは知っております。ですが、そこが実際何をしているのかという段階に入った時点でわからない市民は多いです。こういった条例があるということもその条例すら見たことがないということが現状なんです。だから条例がどういうふうにして、個別でどこへどうしてるのか、市へ行けば条例がいただけるのか、その段階からこの条例というものが、みなさん市民に対しては無知になっております。ですから、登録うんぬんと言っても程遠い話で、今までの地域に対する宣伝、活動というものがおろそかになりすぎていたんじゃないかなと厳しいことかもしれませんが、それがもうずっと来てしまって、一部の人だけのものになってきているという感覚が本当にあります。私ももうここに入ったがために一生懸命おおまかに、自分たちがやっているのと似たようなものじゃないかと行政との関わりは個別にはやっていますが、みんなでまちづくり課を通してやっていることはそういうことではないのでね、今回こういった条例を改めて、勉強させていただいてる状態です。そういった中において、皆さんがおっしゃるように登録がどうの、条例がどうのという部分においてはもう少し時間がかかるのかなと、それについてはもっと細かい説明の場所が必要なのかなと思います。細かい条例を読んでいる方がどの程度

いらっしゃるのかなと感じています。

【座長】

基本的な質問なんですけど、この登録員というのはどういう意図でこういう制度、つまり、私のイメージだと行政がいて、一般市民がいて、中間団体的な役割を作りたくて、登録員制度を設けているのか、一般市民を行政が直に取りまとめる前にいわばリーダー格として取りまとめて欲しいから登録してくださいという、中間段階的な役割を期待しているんですか。

【委員】

こういう自治基本条例は協働推進条例が出てきた時に流行ったんですね。何で流行ったかというやはり公共事業に乗り込んでいく時は、普通の民間業者だったら、登録して、違法な団体ではないと登録するので、市民側も登録して、自分たちは政治的には中立で、宗教的にも中立だということはかなりオープンにしないと、公共事業に入れないんだということを当時の先生達がかかなり言ってたんですね。だから登録員を作ったんですね。

作ったら作ったで、普通にまちづくりやってる人達にも登録して欲しいよねとか、先ほど言った新しい自治会じゃないんですけど、何かまちづくりに興味ある人にも登録してもらって、お互い意見交換に参加して欲しいよねというような別の目的がくっついてしまった。そこの切り分けはないんだけど、トータルとしては市民に意識をもってこの地域のことを語ってもらいたいとか、貢献して欲しいという抽象的な点では共通しているんだけど、かたや業者の登録みたいな話などところと一緒に合わさってしまっていて、そこの折り合いがつかなくて、今登録と簡単に書いてあるんだけど、はっきり言えば、自治会員になってくれる人が少ない、何で自治会員にならなきゃならないの、何で民生委員にならなきゃならないの、何でまちづくり登録員にならなきゃならないの、というレベルとはっきり言って同じなんですね。

登録を呼びかけ、意識のない人が登録したところで何の意味もないと言えばそうだし、そういう話といわゆる行政、提

案、公共サービスに関わる段階、なかなかそこのはっきりしているんだけどうまくいってないという、はっきり言うところの20年来自治会が悩んでいたこと。まさにそういう大きな悩みではあると思います。

【委員】

草加市は少し前から条例が出来ているんですよね。出来ている時はあまり関心なかったんですよ。今はどこの都道府県市町村でも基本条例できてきているんですよね。ここに来て八潮市が広報に出て、基本条例とは何か簡単に見やすくできています。やはりもう一回皆さんに知らせる方法をとって、登録員はこうですよっていうことをしないと、余計な仕事はしたくないですよ。例えば月に何回役所に行かなきゃいけないとか、年に何回検証しなければいけないとか。そういう不安があるからなるべく近寄りたくない、そういう感じかもしれませんね。そういうのをもう一回見直していかないと、そういうのが根本的な感じかもしれません。

【委員】

自治会とか民生委員とか、そういう色々な委員で、まちづくりって何かという話と一緒に、登録するとか意思表示するってどういうメリットがあって、どういうデメリットがあって、こういう登録であればこのぐらいのメリットで、ここまでやるとかなり拘束されますとか、でも拘束されるとこんな良いことがありますよとかの話ですよ。ある程度市の中で意識ある人が手を挙げた時、意識ある人が声を出す時に、どういう意思表示をするのかというような、かなりトータルで考えていかなきゃいけない話なのかもしれない。本当にこのまちづくり応援基金の中だけでは収まらない話・問題なのかもしれません。

【座長】

登録制度自体は維持して、この制度自体は置きつつ、もっと具体化とか、渾然一体となっているという話からするともっと分けるとか、あるいは切り離して基金等とドッキングさせるとかが良いのではないのでしょうか。

【委員】

この条例で基金は位置づけられたものだから、この条例の趣旨はパートナーシップの市政ですよ。そのひとつがまちづくり会議だと思うんですよ。それにはたくさんの方が来てもらいたいというのがこの条例の中ではあると思うんですよ。それを達成するために、何もしなくて良いのかとなると、助成をもらっているという人は一緒になってすることも考えますよという義務が生じるんだというような育て方をしていけないと、結局絵に描いた餅で、条例があるだけで何のためにもならない。少しずつでもステップアップしていくためには60人~100人、色々なセクションの人がいるから、会議だって多様化してくると思う。

今のように駄目であれば、例えば、札幌なんかでは小学校で条例の副読本を作って、自分のまちに目を向けてもらうようなことを既にしてるわけですね。そういうことをもし出来ないのであればそういうものを具体的に考えていくとか、そういうことを考えていかないと、ただ単にお金だけあげますということでは、貰った方も全然ありがたくないんですよ。私どもも入ってるんですが、貰わなければ損だと言ってる人もいます。簡単に貰えちゃうから。それはまちづくりじゃないとは言いませんけど、貰う精神が条例の精神と全然違う。あること自体がおかしなことになってしまっただけじゃないと思います。

そういう意識の草加市民を増やしていけないと、ある点では直接請求権もあるわけですから、今まで請求ができないような人だって時間をかけて吸い寄せていけばひとつの方法としては、自分が直接行政に参加できるという利点もあるんで、そのPRとともに、中身を知ってもらって理解してもらおうという風にしていけないと心配です。

【委員】

やっぱり個数が多くて、いろんな人が来る形式であるということは市民活動にとってメリットなんですよ。例えば、今まで何か提案しようと思ったら行政に同じ団体いますよとかそっちの方でやっていますよとか言われてしまうんですけど、みんなが入っていったら情報が一つに集まっていればこのあた

りと話つけばいいんだと凄く効率的にまちづくりができるという点では、情報の非対称性じゃないですけど、みんなが持っている情報が集まってくるような状況をつくっておいて、それが上手くグルーピング化されていて、情報収集とか把握の意味を含めていけば、市民活動としてのメリットは本当はあるんですよ。

そういう状態になったら、登録するメリットがあるのですが、その前段階で負担が来るんじゃないかという不安もある。しかし市民活動のメリット、登録するメリットがあるんだというのはわかりやすくパンフレットを作るということも大切なんだけど、これだけ集まるとこういう迫力があるんだとか、みんなが肌でわかってもらわないと登録してくれないのかもしれない。

【委員】

こういう議論しているけれども、いつまで経っても結果が出ない。応援基金なんかでも、やった時に団体を集めてみんなから話を聞くということをしなかったのか。これは運営委員会に何度も言っているんだけど、みんなを集めて、やった結果をどうなってますという会を開いた方が良いと何回も言っているが一度も開かれていない。それをやることによって何か問題があるのか。

【委員】

報告会がありますよね。

【委員】

報告会がありますけど、落ちた団体も受かった団体もみんな呼んで、何で落ちたのか、受かったのか、そういう話を聞く場を持てと運営委員の時に言ってきたが、なぜそういう会が出来なかったのか。ということは、例えばまちづくり課が呼んでしまえばいい。みんなを集めて、こういう会議を開きたいんですけどどうですかと言ってしまえばできるんですよ。こんな報告するとか提案するとかいう話ではなくて、呼んで集めてみんなに話をすればもうそれでほとんど解決するのではないか。ただやるのが何もない段階で呼ぶことに何か問題があるんだったらそれを解決すればいいのであって、

先に呼んでそういう場を開いたら良いのではないか。まちづくり会議という場が後にあるんだけど、その会議をやる前にみんなを呼んで集めてこういう会議を作りたいんだけど、みなさんどうですか、登録員になってもらえませんかという場を作ってしまうえばいい。自分たちというか一般の人は強引に呼ばれて何かを与えられなければ動かない。嫌だ嫌だという人を無理やり引っ張ってきて、みんなで作るんだから協力してねって言ってやらせない限り動かないんだから。

【委員】

いろいろ聞かせていただいて、私たちある程度つくる側に関わった者としては、基金とそれを連携しなきゃいけないのかなという疑問を持たずにきてしまった。ただ市議会への提案の経緯があって、基金が先に動いてしまった、条例はまだ制定されていないというところに、基金の動きの不都合さが出てしまったという解釈はしているけれども、条例があることによって基金があるんですよという20条の基金などの設置、これなくして基金はありえないわけですよ。ですからそういうふうにご考慮していたわけですが、基金をもらった側とかあるいはいろんな方々の先に動いた方たちが、なぜ登録しなければならないのかという疑問点が出てきて、行政側も基金の応募者を集めてそういう話を、私はだいたい基金の応募の説明会とか報告会に必ず出ているけれど、おっしゃったように、登録してくださいという話はほとんどないんですよ。ごく最近、多少私たちの検証委員会がいろんなことを言った後で、多少は出てきましたけど、最初のうちはないんですよ。ないということは、連携しているということをお知らせする側がご存じなかったんですね。そういうことを今お聞きすると、委員がおっしゃるのはそこが変動しないなら、それは見直して、きちんと基金をもらう方は、市のまちづくりの協働的なもの、そのための基金なんだから、きちんと登録することという文面をここに入れるべきだと感じました。その時の手立てとして、委員がおっしゃるように、もちろん応募者のみなさんお集まり下さいとか、色んなことによって実施の方法はあるとしても、この見直しの際に、一般の場合にそこが切り

	<p>離されてるという解釈になるとすれば、行政の当事者がそうお考えだとすれば、きちんとここで入れるべきだというのが私の意見です。</p>
<p>【座長】</p>	<p>基金との連携という話が先ほどから何回も出てきていますけれど、そのあたりについてはどうなんですかね？</p>
<p>【委員】</p>	<p>きちんと条例があれば行政の担当者が変わったとしても、規定があればきちんとしていただけるのかなと改めて感じます。</p>
<p>【委員】</p>	<p>応援基金を持続するのであれば、基本条例がある中で行っているのを登録してください、協力して下さいというふうに持っていくのは当然のことじゃないかなと思います。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>ご説明させていただきますと、応援基金は基金そのもので条例がございまして、今のお話で基金に関して登録員であることという条件を加えるのであれば、おそらく自治基本条例ではなく、基金の条例、もしくはその下にございます規則で条件付けをしていく、そのルールをわかりやすく説明していくという運用になると思います。また、この登録員は今現在の自治基本条例の中で、みんなち会議への提案や出席が登録員という条件づけになっております。</p>
<p>【委員】</p>	<p>ここに色々な事業をやっているが、これで助成を受けた団体はかなりあるわけですね。こういった団体は条例による登録団体になりますという条文を作った方がいいのではないかな。協力してくださいとか、入った方がいいとか。いわゆる応援基金だけではなく、他にも町会さんも市から助成金をもらっているわけじゃないですか。市から助成金をもらっている団体はすべて、この自治条例のまちづくり会議に、登録をするという条文を作った方がいいのではないかな。</p>
<p>【委員】</p>	<p>これは凄く大きな問題で、基金も提案制度に登録すること</p>

は行政からまちづくり条例に関するお金をもらう時の制度になってしまいます。とすると、みなさんが考えているような市民として手を挙げておくとかちょっと声をかけておくという登録の話と、権利プラス一番上になっちゃうんですね。今の話の中でどうしてもやっぱり、例えば自治会員になったらそれは即登録員と準じるような担い方をするとか、ある種の市民シップと言ったら良いのか、市民権という話での登録というか、私がやっていますというバッチ付けの話と、基金というお金をもらっているんだからきちんと貢献するんだという意味表明をするという話がどうしても一緒に議論されてしまうので、登録を基金に絞っちゃうとどうしてもお金使うときの話になってしまいます。それを残すのか、残さずにきちんとセパレートするのかというのは難しい話で、あえてそこは分けておいた方がみなさんの思いをつぶさないで済むかなと思います。

【座長】 そうすると、先ほど基金とドッキングする場合は、基金条例の改正の話だという話があったんで、そこで義務化をする一方でこれはこのままで良いですね。

【委員】 そうですね。ただ、このままじゃわからないんで、登録する意味というのはもう少しきちんと議論した方が良いかもしれませぬ。

【座長】 いずれにせよあまりメリットを感じないですね。メリットが、まちづくり会議に出席できますでは別に良いしみたいな感じになってしまっている。まちづくり会議に出席するメリットってどういうのがあるのかなという話なんですかね。

【委員】 自治会とか自治会における登録員に準ずるものだし、考えていくと、ある種やっぱり意思表示として「私は個人でこういう活動をしていますよ」ということを登録してもらうということは、どういう意義があるのかとか、はっきり言えば私もわからないが、そういう登録制度なのかどうなのかという

ところが、24条だけ見るとはっきりしない。もしかすると1章の方ですよ。もう少し市民の活動をやるという登録する意味ではそうだとことまで書くのかということとは別としても、多少そのあたりについてもはっきりしておかないと、登録しても意味がない。まちづくり会議に出たくないからいいですとか、なってしまう。

【委員】

私が思う最大のメリットは、提案権だと思います。要するに登録することによって、今まで自分の思いを行政につなげていく部分といったことはなかったわけですよ。町会の方は町会の活動の中でなされる、それはそれで一つ良い点と、そうじゃない一個人がこうあったら草加市が住みやすくなるというような思いを形にしていくことができることだと思うんですよ。何があるんですかというご質問が先ほどからありますけど、私たち草の根ネットがその思いを行政につなげて、行政の政策として形にしてもらえる、それが一個人としてある種できるんだという提案権なんですよ。形になっているのには冒険遊び場を作ったりとか、色んないくつかを作り上げてますけど、それは声を出すことによってそこにつなげていけて、それはやはり提案権の保障があるからで、一番の登録するメリットはそこだと思います。

【委員】

僕はそれに賛成しているんですが、そうじゃないという意見が出た時にどうするかなんですが、どういうことかというのと、先ほど他の委員がおっしゃったように、そういった政策提案とかかなり活動に熱心な人たちの制度なのかと周りで見られてしまうかもしれない。そうすると、66名というのが、妥当な数なのかどうなのかということ。政策提案をして市とつなげたいという人から見れば60名は少ないかもしれないが、200名ぐらいが妥当な数なのか、妥当な数のイメージというのがあるかな。1000～2000名という意味であると、もう少し違うメリットが必要ではないか。200名ぐらいであればそういう基金から次に行く人たちに提案できるんだから登録してくださいという形はストーリーとして

	<p>成立するし。この規模感、どのぐらいがいて良いのかという話と一緒に議論するともっとはつきりすると思う。</p>
【委員】	<p>そうなんです。要は少ないがために、現状が今おっしゃったような逆の問題点があるからこそ、より多くの登録員を増やして公平性が保たれるような会議にしなければいけないという問題点が前回の検証委員会でも出ていて、そのまままちづくり会議の位置づけがそのままストップしているのは、そういうところにあるわけですね。そういうことを含めて自治基本条例を作った趣旨を活かしていくとすれば、その登録員の数は増やしていった方がいいと思っています。</p>
【委員】	<p>1つの団体も1名となっているんですか。</p>
【委員】	<p>そうです。</p>
【委員】	<p>大きな建物を建てる時は、開発の説明で、この団体は登録していると呼ばれるんですよ。そういう制度もその時にはあるんですよ。まちづくり団体も行かなきゃいけない。間接的にも実際にはメリットがないわけではない。</p>
【委員】	<p>そういう情報を入手できるという登録するメリットがあるわけですね。それがPRされていない。</p>
【委員】	<p>あまりにも基本条例が、応援基金がメリットであることの方が多。では、応援基金が終わった団体はどうするのか。</p>
【委員】	<p>その団体と行政と一緒にコラボレーションすればまた違った展開が出てくる。それが嫌だと言うのなら3年で終わってもいいが、その後どうするのという話になる。その面で登録してもらえるのであればメリットがないとどうしようもないし、そうしていかないとスタートはいけませんよというような。</p>

【委員】	開発が始まって知らなかったと言えなくなっちゃいますね。当面200人を目指すのか、2000人を目指すのか、2000人を目指すのか、規模感をはっきりした方がいい。
【委員】	そうですね。それによって会議の位置付けみたいのがね。その点は前回は意見が下して終了したという形になっていますから。
【座長】	市の方で登録員を増やすという具体的な努力というのはなさっているんですか。おっしゃったような提案の一つだと思うんですが。今のご説明を聞いて登録員を増やしたいとおっしゃってましたが、具体的な働きかけはしているのでしょうか。
【事務局】	<p>いわゆるPR、掘り起こすというような取り組みというのは無いです。</p> <p>強いて言えば、市で行うまちづくり講座だったり、ポイントポイントの講座では登録の案内は置いてはいるんですが、ただ全体数は回数、参加者数からしますと、たくさんの人たちに効果的にPRができていくのかというと効果は薄いと思います。</p>
【座長】	<p>そろそろ時間になりましたので24条まで検証したということで、次回は25条以降ということでよろしいでしょうか。</p> <p>最後に、その他として議事のほかにご意見はありますか。</p>
【委員】	今日私がプレゼンをさせていただきましたけど、各団体の人たちから、そろそろ話を聞いて、こういうことが課題じゃないかということや次回やるかは別として、準備いただいて、まちづくりとか具体の話をするということを考えた方がいいのかなと思うのですがどうでしょう

【座長】	<p>全体の検証が終わったあたりを目途にできればと思います。他には何かございますか。</p> <p>それでは、本日の議事を終了いたします。事務局に御返しいたします。</p>
【事務局】	<p>長時間に渡り、ご議論ありがとうございました。次回の予定につきましては議論の中にもありました、資料の確認と庁内でのご意見の調整をさせていただきたいと思っておりますので、お時間をいただくような形になりますが、日程につきましては事務局から皆様に調整させていただき、各委員にご連絡させていただきます。年度が新年度に入りますので、皆様各団体でお忙しい中になるかと思いますが、そのへんを考慮させていただきまして、次回の会議を設定いたします。</p> <p>それでは、これもちまして、第4回会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>

議事録署名人 小 俣 克 彦

議事録署名人 加 藤 栄 子